

奈良県告示第三百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十五年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十五年三月四日現在の地番による。）
天理市二階堂上ノ庄町五番一、五番二及び一〇番の各一部
- 二 申請者氏名 株式会社ホームトゥエンティワン 代表取締役 吉川 徳彦
- 三 申請者住所 天理市櫛本町二七八三番地七
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル
- 五 道路の延長 三九・三五メートル
- 六 指定年月日 平成二十五年三月七日
- 七 指定番号 郡土第二四〇四号